

クーリングオフ制度について

具体的なクーリングオフの手続き メールの場合

01

メール本文に1～7を記載しましょう。

1. 契約を解除すること
2. 契約年月日
3. 品物の名称と金額
4. 企業名、担当者名
5. 返金を希望すること
6. メールを発信した日付
7. 契約解除を希望する本人の住所氏名

02

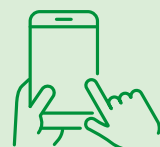
宛名は、発信先にクーリングオフの送付先がある場合はそのアドレス宛に、分からない場合は代表のメールに送ります。

03

メール内容や送信履歴を保存しておきましょう。
(スクリーンショットなど)

04

クーリングオフが可能な期間内に送ります。
※書面の場合は内容証明郵便にて送ることをお勧めしますが、ハガキなどでも可能です。



クーリングオフができる契約や期間について 契約形態や内容によって期間が違います！

申込書または契約書を受け取って(その日を1日目として)下記の期間内に書面、メール、FAXなどで相手先に送付します。

8日間に送付すべきもの

訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、塾、パソコン教室、結婚相手紹介)、訪問購入(業者が自宅等を訪ねて商品の購入をする)

20日間に送付すべきもの

連鎖販売取引(マルチ商法)、業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法)

クーリングオフの効果

クーリングオフの通知を送った時点で、クーリングオフの効果が生じます。支払った代金は原則として全額返金され、商品の引き取り費用は業者が負担します。ただし、化粧品や食品などの消耗品は、使ってしまうとその分はクーリングオフできない場合があります。

※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリングオフできない場合があります。

相談できる安心を

広島司法書士会

Hiroshima Judicial Scriveners

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番69号

TEL 082-221-5345

FAX 082-223-4382

URL <https://www.shiho-hiro.jp>

広島司法書士会

検索



QRはこちら！

広島司法書士会で検索！



広島

司法書士が今、一番伝えたい情報を発信するニュースレター

ろっぽぽ通信

Hiroshima
Judicial
Scriveners

vol.

September
令和7年9月

3



vol. 3
知

身近な法律や制度に関する情報を分かりやすくお伝えします

知っていたら役に立つ！

今回お届けする
情報は...

皆さん、こんにちは！広島司法書士会イメージキャラクター「ろっぽぽ」です！
これから定期的に、皆さんに旬な情報をお届けします！

悪質商法に
ひっかからないで！



悪質商法の種類や手口を理解し、被害に遭わないための対策を学びましょう！

気をつけるべき年齢層



学生や新社会人など

社会経験が浅い若者をターゲットにSNSや飲み会、友人の集まりなどを通じて狙われるケースも増加しています。

高齢者

電話や自宅への訪問またイベントや店舗をかまえて高齢者を呼び込み、狙われることが多いです。



悪質商法とは？

法律に反するまたは倫理的に問題のある商取引を通じて、消費者から不当な利益を得ようとする商取引行為のことです。



なぜ？
若者がひっかかるの？

今、若者がターゲットになるケースが増えています！

- 経済的な余裕がないため、少しでも楽に収入を得たいと考えやすい
- 社会経験や商取引に関する知識が浅いこと
- インターネットやSNSの影響を受けやすく、SNSでの「成功者」の派手な生活に憧れることが多い
- 学費や生活費、借金の返済などの経済的なプレッシャーに弱い



主

な悪質商法の種類

被害に遭わないために！

1 マルチ商法 (連鎖販売取引)

参加者がさらに新規の参加者を勧誘し、報酬を得るビジネスモデル。商品よりも勧誘そのものに重点を置く場合が多い商法です。

手口は！

「簡単にお金を稼げる」といった甘い言葉で誘い、勧誘者の言葉を信じて大金を支払うが、利益が出るどころか**大損**をするケースもあります！

事例

高額なセミナーへ勧誘し、会員を集められれば集めるほど高い報酬が得られると持ち掛け、会費を請求される事例があります。



2 定期購入商法

販売サイト等で「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品、化粧品、飲料の通信販売に関する悪質な商法に注意！

事例1

「初回550円」という表示を見て化粧品を注文したところ、2回目以降が高額な定期購入契約だった

事例2

「いつでも解約可能」という表示を見て、定期購入のダイエットサプリメントを注文したところ、初回で解約するには条件がついていた

注意

- 定期購入の解約条件や手続きについて事前に確認しておくことが重要です
- 商品の内容や配送頻度を変更する場合、追加の費用や手続きが必要になるかもしれません

3 催眠商法 (SF商法)

狭い会場に人を集めて、巧みな話術などで消費者を高揚させ、冷静な判断が出来ないようにして商品を購入させる商法。

事例

健康食品が無料でもらえると言われついでに、販売会場(密室)に連れていかれ、販売員から愛想よく接してもらった。「病気が治る」や「特別価格で」など言葉巧みに商品を勧められて、不要な商品を購入させられた。

注意

公衆の出入りできない場所に行かないこと

「無料」や「特別に」という言葉につられないこと

4 リフォーム工事・点検商法

見知らぬ業者が突然自宅を訪問し、異常がないにもかかわらず屋根に異常があるのでこのままだと雨漏りするなどとリフォーム工事を勧め、不要で高額な契約をさせられてしまう商法のこと。「点検商法」とは、点検に来たと言って自宅に訪し、「工事をしないと危険」などと言って不安をあおり、本来であれば必要ない商品やサービスを契約させる商法のこと。

事例1

突然来訪した業者に今にも自宅の屋根瓦が落ちそうだとわれ、高額な屋根工事を契約をしたが、作業が杜撰だった。

事例2

近所でビルの工事をしているという業者が来訪し、屋根工事が必要と言われ、契約をした。

事例3

住んでいるマンションで工事を行うという業者が来訪し、「大型連休で今なら安くなる」と言われ、給湯器、浴室などのリフォーム工事を契約した。

事例4

近所で工事中という業者が来訪し、電気温水器の無料点検後に勧められた浄水器の契約をしたが、高額で不要な契約をさせられた。

事例5

通気口の点検をすると業者の訪問を受け、業者の勧めで通気口フィルターを契約したが、金額等の説明に嘘があった。

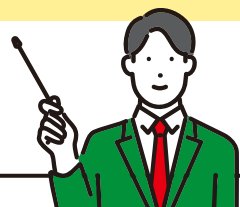
5 訪問販売

店販売業者が消費者の自宅や職場などを訪問し、商品やサービスを販売する営業方法。消費者が自ら店舗に向くのではなく、業者側から接触するため、押し売りや強引な勧誘が問題になることがあります。

よくあるトラブル

- 「契約するまで帰らない」と強引に迫られる
- 「無料」と言われたのに後で料金を請求される
- 「今すぐ決めないと特典がなくなる」と急かされる
- しつこい勧誘で断りづらくなる

最近では、訪問販売を装った強盗の下見も増えているので、さらに注意が必要です。



悪質商法から身を守るための対策と注意すること！

01 契約前に確認すべきこと

【内容をしっかり理解する】難しい用語があればその場で契約せず、信頼できる第三者に相談しましょう。焦らず一度、持ち帰り親族や友人に相談するなど、その場で契約をしたりしないようにしましょう！
【冷静な判断を心がける】短期間で大きな利益が得られるという話は疑ってかかりましょう！

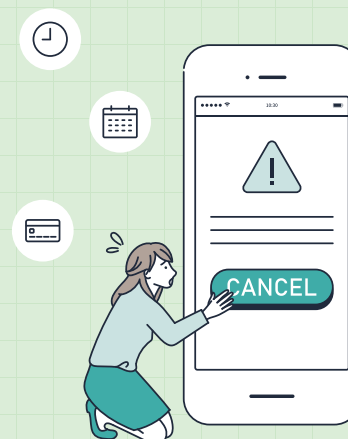
02 信頼できる情報源の活用

- 国民生活センター(消費生活センター)のウェブサイトなどで、最新の詐欺手口や対策を確認しましょう。
- 家族や友人、場合によっては司法書士や弁護士などに相談しましょう。

03 SNSでの情報に注意

【過剰な成功話を疑う】そもそも短期間での大成功を強調する投稿は注意が必要です！
【DMや勧誘メッセージ】知らない人からのDMや、知人からの勧誘でも十分に調べましょう！

トラブルに巻き込まれた時の対応



国民生活センター (消費生活センター)へ相談

消費者ホットラインの188(いやや)またはお近くの消費生活センターへ相談をして対処法などのアドバイスを受けましょう。

司法書士や弁護士などの専門家に相談

クーリングオフの対象取引かどうかの判断や、その他の法律に基づく契約の取消しや解除が可能かアドバイスをくれます。また、契約取消や解除ができる場合、それらの手続きを代行してくれます。